

農業委員会総会議事録

第8回農業委員会

1. 開会日時 平成26年11月20日(木) 午前 9時00分

2. 閉会日時 平成26年11月20日(木) 午前 9時45分

3. 場 所 豊山町役場 2階 会議室1

4. 出席者

委員(全16人中16人出席)

出席者	1番 柴田勝美	9番 河村初男
	2番 林 勝己	10番 河村秋雄
	3番 岡島長利	11番 坪井 茂
	4番 石黒隆夫	12番 尾野康雄
	5番 安藤修一	13番 安藤茂市
	6番 稲垣信義	14番 坪井弘美
	7番 坪井邦夫	15番 河村活敏
	8番 丹羽明生	16番 安藤丁士

欠席者

事務局 3名

事務局長 蟹江 建設課長

事務局員 中川 係長

霜越 主事

5. 会議日程

- ① 開 会
- ② 会長挨拶
- ③ 議事録署名者選出
- ④ 報告事項

- (1) 農地法第3条届出受理状況について
- (2) 農地法第4条届出受理状況について
- (3) 農地法第5条届出受理状況について

⑤ 依頼事項

- (1) 農業委員会委員選挙人名簿について

6. 配布資料

- ①資料1 農地法第3条関係（届出）
- ②資料2 農地法第4条関係（届出）
- ③資料3 農地法第5条関係（届出）
- ④農業委員選挙人名簿登録申請書について（案）

7. 議事内容

【開会】

事務局長

本日はご多忙にも関わらず、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。定刻になりましたので只今より平成26年度第8回豊山町農業委員会総会を開催いたします。資料は事前に郵送したものの以外に、「資料1 農地法第3条届出」、「農業委員会委員選挙人名簿登録申請書について（案）」という依頼文と「農業委員選挙人名簿の法律を抜粋したもの」がございます。他に委員の方より依頼のありました「農業委員会総会議事録（ホームページ用）」があります。

それでは始めに、会長よりごあいさつ申し上げます。

【あいさつ】

安藤会長

おはようございます。段々と寒さが身に染みるようになってきており、冬に向かっていることを実感しております。お互いに健康に気を付けていきたいと思っています。

本日の総会の後、愛知県農業会議の鳥居農政課長より農政に関する

る様々なことを教えていただける予定になっております。本日の出席者は定数16名全員出席となっておりますのでこれより、農業委員会総会を開催します。

【出席人数確認】

安藤会長

本日全員出席でございます。よって、只今より農業委員会総会を開催いたします。

【議事録署名者指名】

安藤会長

本日議事録署名員でございますが12番の尾野康雄委員と13番の安藤茂市委員を議事録署名者に指名しますのでよろしくお願いいたします。

【報告事項】

安藤会長

本日の報告事項は3件です。報告事項の農地法第3条・4条・5条の届出受理状況について事務局の説明を求めます。

事務局員

はい、それでは3条の届出についてです。3条届出は、相続等による農地の権利移動の届出です。

～資料1 農地法第3条届出受理状況説明～

続きまして、4条の届出についてです。4条届出は、市街化区域内の権利移動を伴わない転用の届出です。

～資料2 農地法第4条届出受理状況説明～

続きまして、5条の届出についてです。5条届出は、市街化区域内の権利移動を伴う転用の届出です。

～資料3 農地法第5条届出受理状況説明～

以上で、農地法第3条・4条・5条届出受理状況の説明を終わります。

安藤会長

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

A 委員

届出が遅れた場合は始末書だけでいいのですか。

事務局

それ以外のものを出していただいております。

B 委員

この場合の始末書というのは届出が遅れたから出すという認識でいいのでしょうか。

事務局

基本的には届出が出ていないと気付いた時点で出すという認識です。

C 委員

届出も無しに着工している人は、とりあえず着工してしまえば戻せとは言われまいだろうということで、やっているのではないのですか。

事務局長

届出というものは、提出された時点で効力が発生しますので、提出の時点で故意を持って届けているものではないと考えて処理をしていくこととなります。

安藤会長

他に質問等もありませんので、報告事項に関する説明を以上で終了します。

【依頼事項】

安藤会長

続いて、依頼事項の農業委員会委員選挙人名簿について、事務局から説明を求めます。

事務局

それでは、農業委員会選挙人名簿について、ご説明します。本日配付しました資料をご確認ください。

まず、「農業委員会委員選挙人名簿登録申請書について」という各農業委員の方宛ての事務局からの依頼文（案）をご覧ください。

農業委員選挙人名簿登載申請書の各農家への配付と回収を依頼するものです。

農業委員会等に関する法律の第10条第1項で、毎年1月1日現在で農業委員会委員選挙の有権者の申請により選挙資格を調査し、選挙人名簿を調整することとされております。本日配付した資料の中に該当する条文を掲載しておきましたので、参考にさせていただきたいと思います。実際の選挙人名簿登載申請書の様式の配付につきましては、電算システムのデータ更新が本日の会議に間に合いませんでしたので、12月初めころに選挙委員の方々のご自宅にお持ちして内容の説明をしまして依頼させていただきますのでよろしくお願ひします。

最後に農業委員会委員の選挙権は、10アール以上の農地を経営

している方とその同居人で60日以上耕作に従事している20歳以上の方になります。経営主の方は、耕作従事日数の要件はありません。年末の大変忙しい時期の作業になりますので、大変申し訳ありませんが、よろしくご協力お願いします。

安藤会長

依頼事項の説明が終わりました。ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

D 委員

選挙権をお持ちの方のところに我々農業委員が行くのですか。

事務局

委員の方に資料をお持ちしますので、委員の方から各個人の方に配っていただくよう、よろしくお願いします。

B 委員

農家の従事日数等は私たち農業委員で調査等したりするのですか。

事務局

農家台帳を提出していただいておりますが、その中で選挙権の対象になる方から申請を出していただき、その申請に基づき調整していくこととなります。そしてその後回収し、選挙管理委員会へ提出することとなります。ですので、委員の皆様には何かを調査していただくということはありません。

安藤会長

質問等他にないようですので、以上で依頼事項についての説明を終わります。

安藤会長

以上で、本日の農業委員会総会の全ての日程を終えましたので、終了とさせていただきます。

【その他】

事務局からの事務連絡等は以下のとおり

(1) 次回の会議について、以下のとおり案内。

日時：平成26年12月18日（木）午前9時30分開始

場所：役場2階 会議室1

資料：12月4日頃郵送予定。

(2) 本日10時から農業会議による研修会が開かれる旨を案内。

(3) 個人情報を含む資料については、事務局でシュレッダー処理して廃棄する旨案内

(9時45分終了)

9. 農地転用件数

10月農地転用件数					農地転用累計			
農地法適用条項		件数	面積㎡	地区	農地法適用条項		件数	面積㎡
3条	許可	0	0.00	青山	3条	許可	1	190.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	11	7,565.42
		2	883.00	豊場				
4条	許可	0	0.00	青山	4条	許可	0	0.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	16	10,625.34
		1	492.00	豊場				
5条	許可	0	0.00	青山	5条	許可	1	325.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	37	17,630.56
		2	268.00	豊場				

※ 累計については平成26年1月～平成26年12月(再申請分を含む)

議事録署名人 (会長及び出席委員2名)

※ この議事録は概要版です。正式な議事録は、建設課土木・農政係の窓口で縦覧することができます。